

## 令和8年度 蛍光管等再資源化業務委託仕様書

### 1 目的

蛍光管等再資源化業務委託（以下、「本業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### 2 業務内容

次の各号について本仕様書の定めるところにより実施すること。

- (1) 熊本市（以下「市」という。）が保管する蛍光管、水銀体温計及び水銀血圧計（以下「蛍光管等」という。）について、市が指定する保管場所において引き取り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令に基づき、適正かつ安定的に運搬を行い、再資源化するとともに確実に水銀を回収すること。
- (2) 再資源化の過程で回収した水銀の適正保管、および発生した残さを、適正に処理すること。
- (3) 蛍光管等を収納する専用容器（以下「専用容器」という。）を準備し、市が指定する場所に指定する数量を指定する期日までに設置すること。
- (4) (3)で設置した専用容器を、市が指定する期日までに撤去すること。

### 3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

### 4 蛍光管等の種類及び性状

市が「特定品目」として収集したもののうち、選別施設により選別した蛍光管等であって、選別施設内に受託者が設置した専用容器等に収納され、保管されているもの。

未破碎のもの及び破損しているもので、蛍光管の種類は、直管蛍光灯、環形蛍光灯、電球型蛍光灯、コンパクト蛍光ランプ、高周波専用・スリム管、ツイン蛍光灯などがあり、フィルムコーティングされたもの等を含む。

### 5 蛍光管等の保管場所

- (1) 有価物回収協業組合石坂グループ内ストックヤード（熊本市東区戸島町2874番地）
- (2) (株)熊本市リサイクル事業センター内ストックヤード（熊本市南区近見8丁目8-35）

### 6 処理予定量

処理予定量は31,400kg

※あくまで予定量であり、処理量の差異による契約の変更は行わない。

### 7 引取り方法等

- (1) 引取りは、市の指示により隨時行うこと。
- (2) 受託者は、原則として市からの引取りの指示を受けた日から起算して7日以内に引き取ること。
- (3) 専用容器ごと蛍光管等の運搬車両への積み込み作業は、5の(1)及び(2)に記載するストックヤードを所有する有価物回収協業組合石坂グループ又は(株)熊本市リサイクル事業センターが実施する。
- (4) 未破碎の蛍光管等のみならず、破損している蛍光管等も引き取ること。

### 8 使用車両

受託者の使用する運搬車両は、次のとおりとする。

- (1) 車両は産業廃棄物（蛍光管等の処理にかかる金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類）収集運搬許可車両を使用すること。

また、当該車両の自動車検査証の「所有者」又は「使用者」が受託者※名義であること（ただし、「使用者」が受託者名義である場合には、「所有者」が他の廃棄物収集運搬業許可業者等でないこと。）、又は、当該車両が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第64条で規定される譲渡証明書により受託者に譲渡されたことが証明できること。

- (2) 受託者※の負担において、対人賠償無制限、対物賠償1千万円以上の補償内容の自動車保険（任意保険）に加入すること。
- (3) 蛍光管等の破損による飛散、漏洩等がなく適正に運搬できる構造の車両を使用し、飛散防止措置を講ずること。
- (4) 使用する車両については、事前に「蛍光管等再資源化業務委託 車両届」（別紙様式1）を市に提出し、承認を得ること。  
その際、車検証の写し、産業廃棄物（蛍光管等の処理にかかる金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類）収集運搬業の許可を熊本県若しくは熊本市又は蛍光管等再資源化施設の所在地において有することを証する書面の写し及び車両の写真を添付すること。  
※複数の構成員からなるグループが受託者である場合、運搬業務を担当する構成員

## 9 再資源化等

蛍光管等の再資源化は、次の要領により行うこと。

- (1) 蛍光管等を中間処理し、水銀、ガラス、金属等を法令等に基づき安全に効率よく回収すること。破損している蛍光管等についても可能な限り同様の処理を行い、それらの回収に努めること。
- (2) (1)により回収したガラス、金属については、最終処分することなく再資源化原料としてリサイクルすること。
- (3) (1)により回収した水銀については適正に保管し、発生する残さについては適正に処理すること。

## 10 業務従事者等

受託者は業務従事者、業務管理者を次のとおり配置すること。

- (1) 業務従事者については業務に必要な人員を配置すること。
- (2) 業務管理者を1名以上配置すること。なお、業務管理者は業務従事者を兼ねることはできない。
- (3) 業務従事者及び業務管理者については、「蛍光管等再資源化業務委託 業務従事者及び業務管理者届」（別紙様式2）にて記載し報告すること。

## 11 数量の確認

受託者は、専用容器に収納された蛍光管等を引き取る際、保管場所施設所有の計量設備で計量し、計量伝票を受領すること。

また、受託者の蛍光管等再資源化施設に搬入された時点で、当該施設の計量設備を使用し、蛍光管等を計量すること。

なお、運搬重量及び処分重量については、風袋（専用容器等）を除く重量とする。ただし、風袋を除いて計量することが困難な場合、風袋を含めて計量した重量から、市と受託者が協議して定めた風袋の重量を減じた重量を運搬重量及び処分重量とする。

## 12 業務報告

受託者は、業務の実施状況について「蛍光管等再資源化業務委託 業務完了報告書」（別紙様式3）を作成して、業務を実施した翌月の5日までに市に報告すること。

その際、運搬及び処分にかかる計量伝票の写しを添付すること。

### 13 公害の防止

- (1) 受託者は、本業務にあたり環境関連法令を遵守し、生活環境の保全に努めなければならぬ。
- (2) 受託者は、本業務にあたり公害の発生を認めた場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、すみやかに市に報告すること。
- (3) (2)の事態により第三者に損害を与えた場合は、受託者は自己の責任において、これを解決すること。

### 14 安全作業の徹底

- (1) 受託者は、本業務にあたり労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ安全作業に努めること。
- (2) 受託者は、本業務中に事故等が発生した場合は、直ちに応急措置を取り市に報告するとともに、状況に応じて警察、消防等へ通報し、適宜現場対応並びに原状復帰を行うこと。
- (3) 受託者は、(2)の場合における顛末を「蛍光管等再資源化業務委託 事故報告書」（別紙様式4）を用いて、速やかに市に報告すること。

### 15 調査等

市が必要と認めた場合は、受託者の業務の実施状況について隨時調査を行い、受託者に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができる。

### 16 その他

その他必要事項については、市及び受託者が協議のうえ決定する。